

消費生活センターにご相談ください

架空請求はがきにご注意を

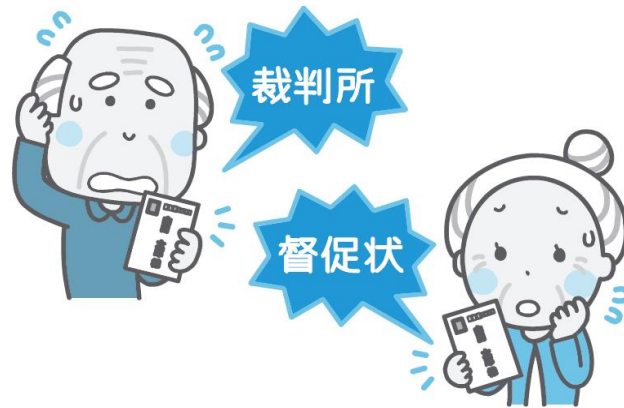


法的紛争解決機関などを装い「裁判所に訴状が提出された」「給与、財産を差し押さえる」などと脅して、不安をあおった上で、「訴訟を取り下げたければ電話で連絡しなさい」と架空を誘導するはがきが突然自宅などに届くといった事例があります。これは平成29年8月ごろから急増しており、今年度に入ってもまだなお報告されています。

裁判所や紛争解決機関を名乗る「架空請求はがき」が届いても、慌てないでください。

架空請求はがきに だまされない！ 覚えておきたい3カ条

- ① 家族や友人、近所の人など身近にいる人に相談しましょう。
- ② 裁判や訴訟などに関する重大な通知はがきで送られてくることは絶対ないことを知っておきましょう。
- ③ はがきに書かれた電話番号には絶対に電話をしないでください。



「身に覚えのないあやしいはがきが届いたけど、どうしたらいいかわからない」という場合は、絶対に一人で判断せずに渋川市消費生活センターへご相談ください。

▼問い合わせ先

渋川市消費生活センター
☎ 22・2325

※受け付けは祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後4時
群馬県消費生活センター

☎ 027・223・3001
消費者ホットライン
☎ 188

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



「簡単な作業で高額報酬」など 甘い言葉には要注意

インターネットを介した宣伝広告によってお金を儲けるためのノウハウなどの情報を商品として販売する「**情報商材**」についてのトラブルが全国的に増えています。

情報商材の中には、「広告に書かれたような利益が得られなかった」などのトラブルや、情報商材のセミナーや講演会などに勧誘され、高額な契約をさせられてしまうことも少なくありません。

情報商材の購入・契約を考えている場合は

- ① **自分が納得できない商材には近寄らずに、購入する際には契約内容を確認し納得してから購入しましょう。**
情報商材は中身確かめて購入することはできません。
- ② **高額な契約への勧誘や最初の話と違うときは、はっきり契約を断りましょう。**
商材のメリットばかりに気を取られずに、不明な点や理解できない部分がある場合は絶対に契約をしてはいけません。
- ③ **クレジットカードによる高額の決済や長期ローンを組んでまで契約をしないようにしましょう。**
トラブルに巻き込まれたときや、契約をしてしまい、どうしたらいいかわからないときには、消費生活センターへご相談ください。

茨城県消費生活センター ☎22-2325

受付：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



身の回りの 製品についてよく知ろう

スマートフォンや自動車、石油ヒーターにガスコンロといった私たちの身の回りの製品。これらについて、皆さんはよく知っていますか。

製品を使う過程には「作る人」「売る人」「使う人」という役割があります。この役割をそれぞれが果たすことで、はじめて事故を起こさず安全に製品を使うことができます。製品事故を防ぎ安全に使用するためには、消費者の皆さんが「使う人」としての正しい役割を果たすことが重要です。

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



役割3箇条

- ① **安全な製品を購入し、取扱説明書を読んで正しい使い方と注意事項を確認しましょう。**
- ② **定期的に製品の清掃や点検を行い、修理が必要ならば製造者や販売業者に相談しましょう。**
- ③ **製品に関する制度(PSマークやリコールなど)に関心を持ちましょう。**

製品に関するトラブルにあってしまい、どうしたらいいかわからないときは、消費生活センターへご相談ください。

◎次回はPSマークについて学びましょう。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

PS マーク編

身の回りの 製品についてよく知ろう

「PSマーク」とは、特定の商品についてある一定の技術基準を満たし、安全であるとされた商品に表示することができるマークです。

消費生活用製品安全法で定められたPSマーク



など

※PSCはProduct Safety of Consumer Productsを略したものです。

他の対象商品などについて、詳しくは「PSマーク」(経済産業省)をご覧ください。

URL https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



「PSマーク」の対象商品の例は次のとおりです。

- 家庭用圧力釜・圧力鍋
- ヘルメット
- エアコン
- 登山用ロープ
- 石油給湯機
- 電子レンジ
- 石油風呂釜
- 石油ストーブ
- ガスコンロ
- 乳幼児ベッド
- ライター
- ガス栓
- 浴槽用温水循環器
- 携帯用レーザー応用装置
- ガス瞬間湯沸器 など

これらの商品は、PSマークの表示がなければ販売できないものです。購入する場合は、安全などの基準を満たした証であるPSマークがあるかを確認しましょう。

製品に関するトラブルにあっけしき、どうしたらいいかわからないときは、消費生活センターへご相談ください。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



さまざまな架空請求に注意！

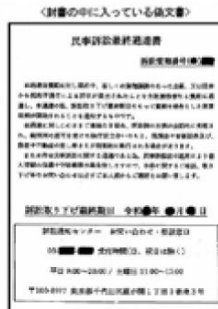
架空請求の手口が巧妙化し、債権回収業者になりすましたメールや、公的機関を装った封書による架空請求が増加しています。このようなメールや郵便が届いても決して相手に連絡せず、無視してください。

事例 1



実在する事業者をかたり「利用料金の未納が発生しており、至急連絡するように」とのSMS(ショートメッセージサービス)がスマートフォンに届いた。

事例 2



実在しない機関名で「民事訴訟最終通達書 重要」と書かれた封書が普通郵便で送られてきた。中には、訴状が提出されたとあり、このまま連絡しないでいると、原告の主張が全面的に受理されて、預金や不動産等の差し押さえを強制的に執行すると書いてある。

※万が一本当の民事訴訟ならば、訴えた人の氏名や訴訟対象となる事実等が記載された「訴状」が、裁判所から「特別送達」で、訴えられた人へ直接に手渡しされます。普通郵便で郵便受けに入れられることはありません。

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。

